

事業承継補助金 (令和5年度実施分)

第三者への
事業承継をお考えの
中小企業の皆様

大切な経営資源の
バトンタッチを
応援します！

■ 支援メニュー

区分	< 買い手支援 >		< 売り手支援 >
	A	B	
	従業員を引き続き 雇用する費用を補助	専門家等と連携する費用 を補助	専門家等と連携する費用 を補助
			

- 補助上限 100万円
- 申請期限 令和6年1月31日(水) (予算がなくなり次第、終了します)
- URL 詳しくは県ホームページをご覧ください

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_shoukei.html



お問合せ

神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課
☎ 045-285-0747

■ 目的

物価高騰等の影響により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐことを目的とします。

■ 補助制度の概要

支援区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
買い手支援	A 第三者への事業承継に伴い、譲渡者において常時使用する従業員だった者を引き続き県内で雇用する取組（人件費に対する補助）	人件費（基本給に限る） 1人当たり月額上限 266,667円 3か月分まで	補助対象経費の 3/4以内	100万円
	B 第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組（デューデリジェンス費用等に対する補助）	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料		100万円
売り手支援	第三者への事業承継に係る、専門家等と連携する取組（企業価値の算定等に対する補助）	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	補助対象経費の 3/4以内	100万円

※1 同一事業者が同一の支援区分で複数の申請をすることはできません。異なる2つの支援区分を併用して申請することは可能です。

※2 「神奈川県経営資源引継・事業再編事業費補助金」の交付を受けた事業者は、【買い手支援A】に申請することはできません。また、「神奈川県事業承継補助金」の交付を受けた事業者は、過去に交付を受けた支援区分と同一の区分に申請することはできません。

交付要件、補助対象経費等の詳細は、必ず公募要領等でご確認ください。

■ 補助金交付までの流れ



円滑に事務を処理するため、交付申請前に必ず県に事前相談をしてください。

■ 公募期間等

募集期間：令和5年4月1日（土）～令和6年1月31日（水）（予算がなくなり次第、終了します）

事業実施期間：交付決定日～令和6年2月29日（木）

提出・問合せ先：神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話 045-285-0747